

特報!!

相続 遺言

について気軽に相談できるお店

＝2024年9月2日(月)＝

名古屋市中区錦二丁目に

地下鉄「丸の内」駅6番出口より徒歩2分! (日銀の裏付近)

OPEN

- 「相続登記」……………年間200件超
- 「その他相続手続」… 年間50件超
- 「不動産登記」…………年間2,000件超
- 「遺言作成」……………年間50名超
- 「家族信託組成」……年間10件超
- 「その他生前対策」… 年間20件超



これら実績のある創業30年超の司法書士法人アプローチの「相続チーム」が『相続・遺言相談所』をつくりました!

司法書士法人・行政書士事務所 アプローチ approach

「相続・遺言」相談所 **ななばん**

0120-512-432



1. コラム 「相続・遺言相談室ななばん オープン！」

「相続のこと、誰に相談すればいいんだろう?」と悩む方へ、この度オープンした私たちのオフィスは、まさにそんなあなたのための場所です! 路面店なので、ちょっとお散歩気分でご立ち寄りいただけます。難しい話もわかりやすく、丁寧に、そしてちょっぴり笑顔であなたのお悩みを解決へと導きます。堅苦しさゼロの新しいスタイルの司法書士事務所で、皆さまのお役に立てれば幸いです!





秋といえば紅葉狩りを連想させますが、なぜ動物をハントするわけでもないのに「狩り」という言葉が使われているかご存知でしょうか？その言葉の発祥は、平安時代にも遡ります。平安時代の人々も、庭に花や木を植え四季の移ろいを楽しんでいたそうです。秋になれば「紅葉も見たい！」となるのは自然なこと。でも貴族は用事がないと外出もできないし、できたとしても自分の足で歩くことが下品なこととされていたので牛車や馬しか移動の手段がなかったようです。

そこで「狩り」という名目にすれば、自分の足で歩いても体裁は保たれる！と誰かが閃いたので、この閃きのおかげで貴族も存分に紅葉鑑賞を楽しむことができるようになったのです。

自然を愛でる心だけではなく、まさかの解釈を用いて自分の希望を叶えるなんて…人間ってあんまり変わらないんですね笑
お出かけの際の話のネタになれば幸いです。



【インデックス】	【担当】
1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～	安立 裕司
2. アプローチ女子会	大西 美菜
3. 特集 遺言執行者ってなあに？	西田 咲
4. アプローチ相談室	井出 まきえ
5. アプローチ外部講師派遣のご案内	
6. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内	

2. アプローチ女子会～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

担当：大西 美菜

不動産チーム所属の大西と申します。
10月号、食欲の秋・読書の秋が到来！！ということで、食事と読書が好きな私がおすすめしたいものをご紹介しますと思います。
秋といえば私はサツマイモが大好きで焼き芋やサツマイモグルメを全国各地からお取り寄せをします。焼き芋は自宅で作るの難しいと思われがちですが、炊飯器で炊くことでほったらかし調理ですることができます。炊飯器で炊くことによって蜜芋っぽくなるので、ねっとり系のサツマイモが好きな方にお勧めです！オーブンで焼くとほくほく系の焼き芋に仕上げることができます。
ぜひ一度お試しあれ！



3. 特集「遺言執行者ってなあに？」

担当：西田 咲

皆さんは、「遺言執行者」という言葉を聞かれたことはあるでしょうか？

遺言を書くにあたり、内容としてまず思い浮かぶのは、どの財産を誰に渡すかということかと思います。遺言に記載することで法的な効力を有する事項は民法等で定められていますが、その中のひとつに「遺言執行者の指定」があります。

遺言執行者とは、遺言者に代わって遺言の内容を実現するために必要な一切の手続をする者のことです。



遺言執行者が選ばれている場合、相続が開始されると、遺言執行者は被相続人の遺言の内容に従い不動産等の財産の名義変更や預貯金の解約手続などを行います。この一連の手続は、遺言執行者が単独で進めることができます。

一方、遺言執行者がいない場合は、遺言の内容を実現するためには相続人全員の同意や協力が必要不可欠になってしまうことがあります。法的にも有効な遺言をせっかく書いたのに、実際はそのとおりに進めることができない場合があるのです。不動産を法定相続人以外の人へ遺贈するという内容の場合など、特に大変です。

遺言執行者が選任されていれば、相続人の協力が得られない場合であっても遺産の承継手続をスムーズに進めることができるため、遺言を書く際は遺言執行者の指定もしておくことをオススメします。（なお、一定の内容（遺言によって子を認知する場合など）には必ず遺言執行者が必要です。）

では、相続が開始したけれど、遺言執行者が定められていない・・・どうしよう！

そんな時は、家庭裁判所に遺言執行者の選任を申し立てることができます。

利害関係人（相続人・受遺者・遺言者の債権者など）が遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立てを行います。

つい先日も、何十年も前に開始した相続で登記をし忘れていた土地が見つかり、この度遺贈の登記をしようにも、遺言執行者がいないためにそ相続人全員の協力を仰ぐ必要がありました。しかし、現在の相続人は当時よりとても増えていてこのまま進めることは難しいため、今回遺言執行者の選任を申し立てることにしました。

アプローチでは、日頃より遺言作成のお手伝いもしております。
いつでもお気軽にご相談ください。



無料 相続・遺言 相談会実施中

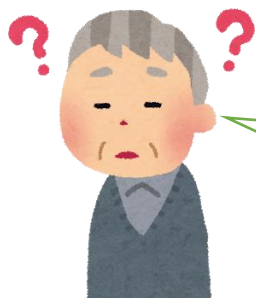


0120-512-432



4. アプローチ相談室～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当：井出まきえ



Q.公正証書遺言の作成を考えているのですが、もし作成後に内容の一部（又は全部）を変更したいと思った場合、どうするのですか？



近年、「公正証書遺言」「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」といった遺言書の作成はとても身近なものになってきており、遺言書を作成しようとお考えの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

ところで、一生懸命に考えて作成した遺言書でも、月日が経つうちに様々な事情から「内容の一部を変更したい」、「一旦白紙に戻して新たな遺言書を作成したい」と思うようになることは、当然、考えられます。「将来、気が変わるかもしれない」と思って遺言書の作成を躊躇されている方もいらっしゃるかもしれません。

特に「公正証書遺言」の場合、公証役場に足を運び、証人の立会の下、費用をかけて公証人に作成してもらうものですから、作成後に「内容を変更したい、取り消したい」と思った場合にはどうするのかと疑問に思われるのも無理のないことです。

民法第1022条には「遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる」と規定されており、原則、遺言者は、遺言の効力が発生する前であればいつでも何回でも自由に遺言書の一部又は全部を撤回することが可能です（遺言の撤回とは、一度なされた遺言につき、その効力を、発生前（相続開始前）に消滅させる単独の意思表示を言います）。

そもそも遺言制度は「遺言者の生前における最終の意思を尊重し、相続開始後にその意思の実現を図るための制度」ですから、原則として、遺言者は、自分が亡くなるまでは自由に内容の一部や全部を撤回することができるというわけです。

ですから、「公正証書遺言」であっても、何度でも内容の一部又は全部の撤回が可能です。

但し注意が必要なのは民法に規定された「遺言の方式に従って」撤回をしないといけないという点です。この点から最も良い方法は、やはりもう一度「公正証書遺言」を作成する方法での撤回と言えますが、方式に従ってさえいれば「公正証書遺言」を「自筆証書遺言」など別の方式で撤回することも、勿論、可能です。

なお、「原則、撤回の撤回はできない」、「遺言の撤回の擬制（遺言者が特定の行為をしたときに先になされていた遺言が撤回されたものとみなされること）」といった注意点もありますので、実際に手続きをされる場合には専門家にご相談されることをお勧めします。

いずれにしても、自分の意思を明示しておくことで「争族」を避け、また相続手続を容易にする観点からも「遺言」は有効な手段の一つと言えます。状況の変化に応じて内容の一部又は全部の撤回も可能ですので、あまり堅苦しく考えずに、まずは「今現在のご自身の意思を遺言書の形で残すこと」から始めてみてはいかがでしょうか。



5. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様のお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講演内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

6. アプローチメンバーズクラブ (AMC)のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ(AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典

入会金11,000円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無 料 特 典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。	
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,000円・税別)となります。	
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供	
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。	
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介します。	
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%Off	
割 引 特 典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の 10%OFF	
	8 財産管理表の作成	通常料金50,000円・税別～を50%OFF	
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を10%OFF	
	10 相続税シュミレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シュミレーション料を10%OFF	

※各種割引を適用させて頂く為、ご依頼の際はAMC会員様である旨をお申し出下さいますようお願い致します。

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方だけに配信させていただきます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax(052)228-0714

http://www.approach.gr.jp ✉ soudan@approach.gr.jp

